

○愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱

平成6年11月18日告示第1275号

改正 平成13年6月29日告示第1218号
平成15年8月8日告示第1623号
平成18年4月28日告示第692号
平成20年3月25日告示第468号
令和2年4月1日告示第344号
令和3年3月30日告示第413号

平成14年7月23日告示第1343号
平成16年2月27日告示第376号
平成18年8月29日告示第1298号
平成28年2月16日告示第166号
令和2年10月20日告示第1126号
令和7年6月20日告示第621号

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱を次のように定める。

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する工事（以下「県工事」という。）の競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする共同企業体に必要な資格その他県工事の競争入札等における共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この要綱において「特定建設工事共同企業体」とは、大規模で技術的難度の高い工事の確実かつ円滑な施工を図ることを目的として、当該工事ごとに結成される共同企業体をいう。

3 この要綱において「経常建設共同企業体」とは、優良な中小の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

4 この要綱において「地域維持型建設共同企業体」とは、地域の維持管理に不可欠な工事（以下「維持管理工事」という。）につき、地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制の安定を確保することを目的として、当該維持管理工事ごとに結成される共同企業体をいう。

5 この要綱において「有資格業者」とは、愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。）第2条の規定による格付けをされた者をいう。

6 この要綱において「請負者選定担当者」とは、知事又は知事の委任を受けて県工事の請負契約に係る請負者の選定権限を有する者をいう。

7 この要綱において「入札執行者」とは、知事又は知事の委任を受けて入札を執行する権限を有する者をいう。

(特定建設工事共同企業体の対象工事)

第3条 特定建設工事共同企業体により競争入札等を行わせることができる県工事は、トンネル工事（知事が定める小規模で技術的難度の低い工事を除く。以下この項において同じ。）及び1件の設計金額が、おおむね、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額以上の規模の県工事であって当該トンネル工事及び県工事の確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められるもの並びに県外の建設業者から県内の建設業者への建設技術の移転のため県外の建設業者と県内の建設業者との共同施工が必要と認められる県工事その他共同施工が必要と認められる県工事とする。

- (1) ダム 50億円
- (2) 橋梁(りょう) 10億円
- (3) 建築本体 5億円
- (4) 建築設備 5億円
- (5) その他 5億円

2 前項の規定により、特定建設工事共同企業体により県工事の競争入札等を行わせることとした場合であっても、当該県工事に係る特定建設工事共同企業体（その構成員を含む。）以外の有資格業者であって当該県工事を確実に円滑に施工することができるものと認められるものがあるときは、当該競争入札等に当該有資格業者を参加させることができる。

（特定建設工事共同企業体の入札参加資格）

第4条 県工事の競争入札等に参加しようとする特定建設工事共同企業体は、次条から第9条までに定める資格要件を満たすものでなければならない。

（特定建設工事共同企業体の構成員の数）

第5条 構成員の数は、2者又は3者とし、工事ごとに請負者選定担当者が定めるものとする。

（特定建設工事共同企業体の構成員の組合せ）

第6条 構成員の組合せは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 県工事に対応する工事種類（業者選定要領第7条第2項に規定する工事種類をいう。以下同じ。）の業者選定要領第2条の規定による等級別格付けの等級が最上位等級である有資格業者の組合せ又は当該等級別格付けの等級が最上位等級である有資格業者及び当該等級別格付けの等級が最上位等級の直近の下位等級である有資格業者の組合せであること。
- (2) 一の特定建設工事共同企業体の構成員が、同一の県工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。

（特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績等）

第7条 構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 県工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績を有し、かつ、県工事と同種の工事の施工実績を有する者でなければならないものとして、請負者選定担当者が県工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たすこと。ただし、代表者以外の構成員については、相当の施工実績を有し、確実に円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあつては、この限りでない。
- (2) 県工事に対応する法の許可業種につき、当該許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実に円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあつては、この限りでない。
- (3) 県工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、法第26条第3項第2号に掲げる監理技術者を配置する場合にあつては、この限りでない。

（特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率）

第8条 構成員の出資比率の最小限度は、次のとおりとする。

- (1) 構成員が2者の場合 30パーセント以上
- (2) 構成員が3者の場合 20パーセント以上

（特定建設工事共同企業体の代表者）

第9条 代表者は、構成員のうち、最大の施工能力を有し、かつ、その出資比率が構成員中最大の者であるものとする。

（特定建設工事共同企業体による競争入札の公告）

第10条 入札執行者は、特定建設工事共同企業体により競争入札を行わせようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札方式
- (2) 競争入札の場所及び日時
- (3) 特定建設工事共同企業体により競争入札を行わせる工事である旨及び当該工事名
- (4) 工事場所
- (5) 工事概要

- (6) 工期
- (7) 競争入札参加資格審査申請の受付期間及び提出先
- (8) 特定建設工事共同企業体の入札参加資格
- (9) 特定建設工事共同企業体の有効期間
- (10) その他入札執行者が必要と認める事項
(特定建設工事共同企業体の入札参加資格の審査)

第11条 前条の規定により公告された県工事について特定建設工事共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者は、前条第7号の受付期間内に、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて入札執行者に提出し、資格審査を受けなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- (2) その他入札執行者が必要と認める書類

2 入札執行者は、前条の規定により公告した県工事につき前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者に対しその結果を通知するものとする。

(経常建設共同企業体の競争入札等への参加)

第12条 県工事の競争入札等に参加しようとする経常建設共同企業体は、等級別格付けをされたものでなければならない。

2 前項の等級別格付けについては、業者選定要領の規定による等級別格付けの例による。

(経常建設共同企業体の選定及び発注区分)

第13条 経常建設共同企業体についての業者選定要領第7条の規定の適用については、前条第1項の規定による等級別格付けを業者選定要領第2条の規定による等級別格付けとみなす。

(経常建設共同企業体の資格要件)

第14条 第12条第1項に規定する等級別格付けは、次条から第18条までに定める資格要件を満たす経常建設共同企業体について行うものとする。

(経常建設共同企業体の構成員の数)

第15条 構成員の数は、2者又は3者とする。

(経常建設共同企業体の構成員の組合せ)

第16条 構成員の組合せは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当する有資格業者の組合せであること。
- (2) 県工事に対応する工事種類の業者選定要領第2条の規定による等級別格付けの等級が同一等級又はその直近の等級である有資格業者の組合せであること。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。
 - ア 一の有資格業者の県工事に対応する工事種類の業者選定要領第2条の規定による等級別格付けの等級が他の有資格業者の当該等級別格付けの等級の2等級下位の等級である組合せである場合であつて、下位の有資格業者に十分な施工能力があると認められるとき。
 - イ 経常建設共同企業体が、第12条第1項の規定により等級別格付けをされた後において、その構成員の等級別格付けが変更され、等級に係る組合せの要件に適合しなくなった場合であつて、継続的な協業関係を維持していると認められるとき。
- (3) 一の経常建設共同企業体の構成員が、他の経常建設共同企業体の構成員でないこと。

(経常建設共同企業体の構成員の施工実績等)

第17条 構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 第12条第1項の規定による等級別格付けを受けようとする工事種類の工事について元請としての施工実績を有すること。ただし、当該工事種類の工事について下請けとしての施工実績を有する場合であつて、当該工事種類の工事を確実かつ円滑に施工できる能力を有すると認め

られるときは、この限りでない。

(2) 第12条第1項の規定による等級別格付けを受けようとする工事種類に対応する法の許可業種につき、法の許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあつては、この限りでない。

(3) 県工事の請負金額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に規定する金額である場合にあつては、当該県工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、法第26条第3項各号に掲げる監理技術者若しくは主任技術者(国家資格を有する者に限る。)又は法第26条の5第1項の規定により主任技術者の職務を兼ねて行う営業所技術者(国家資格を有する者に限る。)、監理技術者の職務を兼ねて行う特定営業所技術者若しくは主任技術者の職務を兼ねて行う特定営業所技術者(国家資格を有する者に限る。)を配置する場合にあつては、この限りでない。

(経常建設共同企業体の構成員の出資比率)

第18条 構成員の出資比率の最小限度は、次のとおりとする。

(1) 構成員が2者の場合 30パーセント以上

(2) 構成員が3者の場合 20パーセント以上

(経常建設共同企業体の入札参加資格の審査)

第19条 競争入札等に参加しようとする経常建設共同企業体は、あらかじめ経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める受付期間内に、知事に提出し、資格審査を受けなければならない。

(1) 経常建設共同企業体協定書の写し

(2) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、入札参加資格があると確認したときは、等級別格付けを行うものとする。

3 経常建設共同企業体は、第1項に規定する経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類の記載事項に変更があつたときは、知事に速やかに変更の届出をしなければならない。

(経常建設共同企業体の解散等)

第20条 経常建設共同企業体の構成員が法第29条又は第29条の2の規定により許可を取り消されたときは、当該経常建設共同企業体は解散したものとみなす。

2 経常建設共同企業体が解散したとき又は前項の規定により解散したものとみなされたときは、その代表者は、解散した旨を知事に速やかに届け出なければならない。

(地域維持型建設共同企業体の対象工事)

第21条 地域維持型建設共同企業体により競争入札等を行わせることができる県工事は、次に掲げるものに係る維持管理工事の全部又は一部を包括契約により発注する県工事であつて共同施工が必要と認められるものとし、維持管理に該当しない新設、改築等の工事を含まないものとする。

(1) 道路

(2) 河川

(3) 砂防施設

(4) 海岸

(5) 港湾

(地域維持型建設共同企業体の入札参加資格)

第22条 県工事の競争入札等に参加しようとする地域維持型建設共同企業体は、次条から第27条までに定める資格要件を満たすものでなければならない。

(地域維持型建設共同企業体の構成員の数)

第23条 構成員の数は、2者以上10者以下とし、工事ごとに請負者選定担当者が定めるものとする。

(地域維持型建設共同企業体の構成員の組合せ)

第24条 構成員の組合せは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 県工事に対応する工事種類の業者選定要領第2条の規定による等級別格付けの等級が当該県工事の設計工費に対応する等級以上である有資格業者を1者以上含む組合せであること。
- (2) 一の地域維持型建設共同企業体の構成員が、同一の県工事に係る他の地域維持型建設共同企業体の構成員でないこと。

(地域維持型建設共同企業体の構成員の施工実績等)

第25条 構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 県工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績を有し、かつ、県工事と同種の工事の施工実績を有する者でなければならないものとして、請負者選定担当者が県工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たすこと。ただし、代表者以外の構成員については、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあつては、この限りでない。
- (2) 県工事に対応する法の許可業種につき、当該許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあつては、この限りでない。
- (3) 県工事の請負金額が建設業法施行令第27条第1項に規定する金額である場合にあつては、当該県工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、法第26条第3項各号に掲げる監理技術者若しくは主任技術者又は法第26条の5第1項の規定により主任技術者の職務を兼ねて行う営業所技術者、監理技術者の職務を兼ねて行う特定営業所技術者若しくは主任技術者の職務を兼ねて行う特定営業所技術者を配置する場合にあつては、この限りでない。

(地域維持型建設共同企業体の構成員の出資比率)

第26条 構成員の出資比率の最小限度は、次のとおりとする。

- (1) 構成員が2者の場合 30パーセント以上
- (2) 構成員が3者の場合 20パーセント以上
- (3) 構成員が4者の場合 15パーセント以上
- (4) 構成員が5者の場合 12パーセント以上
- (5) 構成員が6者の場合 10パーセント以上
- (6) 構成員が7者の場合 9パーセント以上
- (7) 構成員が8者の場合 8パーセント以上
- (8) 構成員が9者の場合 7パーセント以上
- (9) 構成員が10者の場合 6パーセント以上

(地域維持型建設共同企業体の代表者)

第27条 代表者は、その出資比率が構成員中最大の者であるものとする。

(地域維持型建設共同企業体の入札参加資格の審査)

第28条 地域維持型建設共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者は、地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて入札執行者に提出し、資格審査を受けなければならない。

- (1) 地域維持型建設共同企業体協定書の写し
- (2) その他入札執行者が必要と認める書類

2 入札執行者は、前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者に対しその結果を通知するものとする。

(入札書)

第29条 共同企業体の入札書には、共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記の上、構成員全員が連名で記名押印するものとする。ただし、代表者に他の構成員全員が入札に関する権限を委任している場合には、共同企業体の代表者のみが記名押印することで足りる。

(契約書)

第30条 共同企業体の工事請負契約書には、共同企業体の住所及び名称並びにその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名押印するものとする。

(その他)

第31条 この要綱に定めるもののほか、県工事の競争入札等における共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この要綱は、平成6年11月18日から施行する。

2 業者選定要領の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

2 この要領の規定は、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月18日制定）第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体及び同条第3項に規定する経常建設共同企業体の入札参加資格については、適用しない。

第4条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

様式第1号（その2）を削り、同様式（その1）を同様式とする。

前 文（抄）（平成13年6月29日告示第1218号）

平成13年7月1日から施行する。

前 文（抄）（平成14年7月23日告示第1343号）

公布の日から施行する。

前 文（抄）（平成15年8月8日告示第1623号）

公布の日から施行する。

前 文（抄）（平成16年2月27日告示第376号）

平成16年3月1日から施行する。

この告示の際現に改正前の愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱様式第2号の規定により提出されている経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書は、改正後の愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱様式第2号の規定により提出された経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書とみなす。

前 文（抄）（平成18年4月28日告示第692号）

平成18年5月1日から施行する。

この告示の際現に改正前の愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱様式第2号の規定により提出されている経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書は、改正後の愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱様式第2号の規定により提出された経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書とみなす。

前 文（抄）（平成18年8月29日告示第1298号）

平成18年9月1日から施行する。

前 文（抄）（平成20年3月25日告示第468号）

平成20年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成28年2月16日告示第166号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（令和2年4月1日告示第344号）

令和2年6月1日から施行する。

この告示の際現に改正前の愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱様式第1号から第3号までの

規定により提出されている申請書は、改正後の愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱様式第1号から第3号までの規定により提出された申請書とみなす。

前 文（抄）（令和2年10月20日告示第1126号）
告示の日から施行する。

前 文（抄）（令和3年3月30日告示第413号）
令和3年4月1日から施行する。

前 文（抄）（令和7年6月20日告示第621号）
令和7年6月20日から施行する。

様式第1号（第11条関係）特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

共同企業体の事務所の所在地
共同企業体の名称 _____ 共同企業体

共同企業体の代表者の商号
又は名称及び代表者氏名

共同企業体の構成員の商号
又は名称及び代表者氏名

共同企業体の構成員の商号
又は名称及び代表者氏名

今般連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、_____を代表者とする
_____共同企業体を次のとおり結成したので、共同企業体を_____年度において
愛媛県の発注する_____工事の競争入札に参加したいので添付書類を添えて入札
参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約しま
す。

また、_____年度において愛媛県の発注する_____工事について次の権限を_____
_____共同企業体代表者に委任します。

- (1) 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- (2) 工事請負契約に関する一切の権限
- (3) 工事完成保証に関する一切の権限
- (4) 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- (6) その他工事の施工に係る届出及び報告に関する一切の権限

1 共同企業体の構成員

区 分	商 号 又 は 名 称	許 可 番 号	許 可 年 月 日	許 可 業 種 (略号)	出 資 割 合 (%)
代表者					
構成員					
構成員					

2 工事の入札、見積り、請負契約及び請負契約に基づく行為に使用する印鑑

代表者	構成員	構成員

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- (2) その他入札執行者が必要と認める書類

地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書					
					年 月 日
愛媛県知事	様	共同企業体の事務所の所在地 共同企業体の名称 _____ 共同企業体 共同企業体の代表者の商号 又は名称及び代表者氏名 共同企業体の構成員の商号 又は名称及び代表者氏名 共同企業体の構成員の商号 又は名称及び代表者氏名 共同企業体の構成員の商号 又は名称及び代表者氏名			
<p>今般連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、_____を代表者とする _____共同企業体を次のとおり結成したので、同企業体を_____年度において愛媛県の発注する_____工事の競争入札に参加したいので添付書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。</p> <p>なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。</p> <p>また、_____年度において愛媛県の発注する_____工事について次の権限を_____共同企業体代表者に委任します。</p>					
(1) 工事の入札及び見積りに関する一切の権限 (2) 工事請負契約に関する一切の権限 (3) 工事完成保証に関する一切の権限 (4) 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限 (5) 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限 (6) その他工事の施工に係る届出及び報告に関する一切の権限					
1 共同企業体の構成員					
区分	商号又は名称	許可番号	許可年月日	許可業種 (略号)	出資割合 (%)
代表者					
構成員					
構成員					
構成員					
2 工事の入札、見積り、請負契約及び請負契約に基づく行為に使用する印鑑					
代表者	構成員	構成員			

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 地域維持型建設共同企業体協定書の写し
- (2) その他入札執行者が必要と認める書類